

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成30年2月1日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700413号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700301号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、昭和52年10月1日から昭和54年1月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。昭和52年10月及び同年11月は7万6,000円を9万2,000円、同年12月から昭和53年7月までは7万6,000円を9万8,000円、同年8月から同年10月までは8万6,000円を11万円、同年11月は10万4,000円を11万円、同年12月は10万4,000円を11万8,000円とする。  
上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における請求期間のうち、昭和52年10月1日から昭和54年10月1日までの期間、昭和56年10月1日から昭和58年10月1日までの期間及び昭和60年10月1日から昭和61年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。昭和52年10月は11万円、同年11月及び同年12月は12万6,000円、昭和53年1月は14万2,000円、同年2月から昭和54年1月までは17万円、同年2月から同年9月までは22万円、昭和56年10月から昭和57年9月までは20万円、同年10月から昭和58年9月までは24万円、昭和60年10月から昭和61年9月までは34万円とする。  
上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額及び上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等  
氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :
- 2 請求内容の要旨  
請 求 期 間 : 昭和52年6月1日から昭和62年6月11日まで

ねんきん定期便により、A社における厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、給料支払明細書及び給与支払明細票(以下「給与明細書」という。)に記載されている実際の給与支給額より低いことが分かった。給与明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、昭和52年10月1日から昭和54年1月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。  
また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、昭和 52 年 10 月 1 日から昭和 54 年 1 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の昭和 52 年 10 月 1 日から昭和 54 年 1 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、昭和 52 年 10 月及び同年 11 月は 9 万 2,000 円、同年 12 月から昭和 53 年 7 月までは 9 万 8,000 円、同年 8 月から同年 11 月までは 11 万円、同年 12 月は 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の昭和 52 年 10 月 1 日から昭和 54 年 1 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しているが、給与明細書により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書により確認又は推認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、昭和 52 年 10 月 1 日から昭和 54 年 10 月 1 日までの期間、昭和 56 年 10 月 1 日から昭和 58 年 10 月 1 日までの期間及び昭和 60 年 10 月 1 日から昭和 61 年 10 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記第 3 の 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額又はオンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の昭和 52 年 10 月 1 日から昭和 54 年 10 月 1 日までの期間、昭和 56 年 10 月 1 日から昭和 58 年 10 月 1 日までの期間及び昭和 60 年 10 月 1 日から昭和 61 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、昭和 52 年 10 月は 11 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 12 万 6,000 円、昭和 53 年 1 月は 14 万 2,000 円、同年 2 月から昭和 54 年 1 月までは 17 万円、同年 2 月から同年 9 月までは 22 万円、昭和 56 年 10 月から昭和 57 年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から昭和 58 年 9 月までは 24 万円、昭和 60 年 10 月から昭和 61 年 9 月までは 34 万円とすることが妥当である。

ただし、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額及び上記第 3 の 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、昭和 52 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

また、昭和 54 年 10 月 1 日から昭和 56 年 10 月 1 日までの期間、昭和 58 年 10 月 1 日から昭和 60 年 10 月 1 日までの期間及び昭和 61 年 10 月 1 日から昭和 62 年 6 月 11 日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間に係る一部の給与明細書がないため、当該期間の報酬月額を確認することができない上、請求者から提出された給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700432号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700302号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成19年4月19日から同年3月21日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成19年3月21日から同年4月19日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年3月21日から同年4月19日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成25年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成25年4月から同年7月までは24万円を36万円、同年8月は24万円を28万円とする。

平成25年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年3月21日から同年4月19日まで  
② 平成25年4月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格取得年月日が平成19年4月19日と記録されているが、同社には、同日以前から勤務しており、平成19年3月21日から同年4月20日までの期間に係る給与支払明細書から厚生年金保険料を控除されているので、同社における被保険者資格の取得年月日を同年3月21日に訂正してほしい。

また、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、平成25年4月1日から同年9月1日までの期間について、給与支払明細書の給与支給額よりも低い額となっている。調査の上、当該期間の標準報酬月額を給与支払明細書の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の記録、A社から提出された労働者名簿、請求者から提出された給与支払明細書及び預金通帳から判断すると、請求者が、当該期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与支払明細書により認められる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、A社は不明と回答しているが、同社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得年月日が、平成19年4月19日であり、オンライン記録と一致することから、事業主から同日を資格取得年月日とする厚生年金保険被保険者資格取得届が社会保険事務所（当時）に提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者から提出された給与支払明細書等から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間②に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、前述の給与支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成25年4月から同年7月までは36万円、同年8月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は納付した旨回答しているが、年金事務所が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の報酬月額と前述の給与支払明細書により確認できる報酬月額が一致していないことから、事業主は、給与支払明細書により確認できる報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700445号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700303号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成10年3月1日から同年10月1日までの期間及び同年11月1日から平成12年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成10年3月から同年9月までは、30万円を41万円、同年11月から平成12年9月までは、9万8,000円を30万円とする。

平成10年3月から同年9月までの期間及び同年11月から平成12年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における平成10年10月1日から平成13年8月21日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成10年10月から平成13年7月までは、41万円とする。

平成10年10月から平成13年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成10年10月から平成13年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年3月1日から平成13年8月21日まで

ねんきん定期便を見ると、A社における標準報酬月額の記録について、請求期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額より低い額になっている。給与明細書等を提出するので、請求期間の標準報酬月額を実際の支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成10年3月1日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録において、請求者の当該期間の標準報酬月額は、当初、請求者が主張する41万円と記録されていたところ、同年8月10日付けで、同年3月1日に遡って30万円に、また、請求期間のうち、平成10年11月1日から平成12年10月1日までの期間について、当初、30万円と記録されていたところ、平成11年11月1日付けで、平成10年11月1日に遡って9万8,000円にそれぞれ大幅に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書(平成10年11月以降は、給料明細書。以下同じ。)により、前述のそれぞれの期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額が、標準報酬月額41万円に見合う額であることが認められる。

また、オンライン記録において、A社における20人余りの被保険者に係る標準報酬月額が、請求者と同様に、遡って大幅に減額処理されていることが確認できるところ、当該被保険者のうちの二人が所持する給与明細書を見ると、減額となった期間における当該二人のそ

それぞれの給与支給額は、減額後の標準報酬月額を大幅に上回っていることが確認できる。

さらに、年金事務所が保管するA社に係る滞納処分票には、前述の標準報酬月額の減額処理が行われた当時、同社が、社会保険料等を滞納していたことが記録されている上、同社の当時の取締役は、「請求期間当時、経営が厳しく、多額の借入があり、社会保険事務所に迷惑をかけた。」旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成10年8月10日及び平成11年11月1日付けで行われた減額処理は、事実即ちしたものとは考え難く、請求者について、平成10年3月1日及び同年11月1日にそれぞれ遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、請求者の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）が当初記録していた、平成10年3月から同年9月までは41万円、同年11月から平成12年9月までは30万円に訂正することが妥当である。

- 2 請求期間のうち、平成10年10月1日から平成13年8月21日までの期間について、請求者から提出された給与明細書、平成12年分源泉徴収票及び平成13年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書により、請求者は、当初、オンライン記録において記録されていた標準報酬月額（平成10年10月から平成12年9月までは30万円、同年10月から平成13年7月までは9万8,000円）を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、平成10年10月から平成13年7月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成10年10月から平成13年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者の当該期間に係る届出及び保険料納付を行ったか否か不明と回答しているものの、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における当該期間に係る訂正前の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700451号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700045号

## 第1 結論

昭和62年5月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年5月から昭和63年3月まで

昭和62年5月に会社を退職したため、A県B市役所の窓口において国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料は、B市役所の窓口において、アルバイト等で得たお金を充てて納付書を用いて納付したと思うが、当時の自分には大きな負担だったことを記憶している。

請求期間の国民年金保険料を納付したので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、i) 国民年金記号番号払出簿、ii) B市の国民年金手帳交付簿、国民年金被保険者名簿及び回答、iii) 請求者の国民年金手帳記号番号前後の国民年金被保険者の加入記録等から判断すると、昭和62年8月頃に国民年金の加入手続が行われたことによって払い出されたものと推認でき、当該加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、「いつ頃、何か月ごとに納付したのか、まとめて納付したのか、はっきり覚えていない。」旨陳述しており、請求期間の国民年金保険料を定期的に現年度保険料として納付したのか又はまとめて過年度保険料として納付したのかなどの具体的な納付状況が不明である上、請求者は、納付した国民年金保険料額も記憶していない。

また、オンライン記録によると、昭和63年7月7日に、過年度保険料の納付書が作成されており、同日時点において、過年度納付が可能な国民年金被保険者期間は請求期間のみであることから、当該納付書は請求期間に係るものと考えられ、請求期間に未納期間があったことがうかがえる。

さらに、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、納付等記録欄に請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す記録は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700427号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700046号

## 第1 結論

平成7年11月から平成8年3月までの請求期間、平成9年3月から平成10年7月までの請求期間、平成11年5月から同年7月までの請求期間、平成12年4月から同年7月までの請求期間、平成13年4月から同年6月までの請求期間及び平成14年5月から平成16年9月までの請求期間については、国民年金保険料を免除された期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成7年11月から平成8年3月まで  
② 平成9年3月から平成10年7月まで  
③ 平成11年5月から同年7月まで  
④ 平成12年4月から同年7月まで  
⑤ 平成13年4月から同年6月まで  
⑥ 平成14年5月から平成16年9月まで

請求期間①、②、③及び⑥の各期間の直前まで勤務していた会社を退職後すぐに、A県B市C区役所において国民年金の加入手続を行った。

また、前述の加入手続を行ってから厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料については、B市C区役所において免除申請を行った。

しかし、請求期間①から⑥までについて、国民年金保険料の未納期間と記録されているので、当該期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①、②、③及び⑥の各期間の直前まで勤務していた会社を退職後すぐに、B市C区役所において、国民年金の加入手続を行い、請求期間①から⑥までについて、国民年金保険料の免除申請を行った旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間①に係る国民年金被保険者資格の取得日(平成7年11月2日)及び同喪失日(平成8年4月20日)並びに請求期間②に係る同取得日(平成9年3月1日)及び同喪失日(平成10年8月1日)の記録は、いずれも平成11年9月20日に入力処理されており、これらの記録は、基礎年金番号制度の実施(平成9年1月)に伴い付番された請求者の基礎年金番号によって管理されている。

また、請求者の主張どおりに国民年金の加入手続が行われた場合、請求期間①は基礎年金番号制度が実施される前の期間であることから、前述の基礎年金番号とは異なる番号の国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号の払出しの有無を確認するために、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは見当たらない。

これらの事情から判断すると、請求者は、前述の入力処理が行われるまで、国民年金の未加入者であり、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の免除申請を行うことができなかったも

のと考えられ、請求者の主張と符合しない。

さらに、請求期間③及び④当時、制度上、国民年金保険料の免除が承認される期間は、免除申請のあった日の属する月の前月から免除申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までとされているところ、オンライン記録によると、請求期間③直後の平成11年8月から平成12年3月までの免除承認期間に係る申請日は、平成11年9月30日であり、請求期間④直後の平成12年8月から平成13年3月までの免除承認期間に係る申請日は、平成12年9月5日であることからすると、請求者は、それぞれの申請日において、請求期間③及び④の国民年金保険料の免除申請を行うことができなかったものと考えられる。

加えて、B市は、国民年金保険料免除申請書（以下「免除申請書」という。）の受付処理簿について、「保存期間を経過しているため保管していない。」旨回答していることから、請求者の請求期間①から⑥までの期間に係る免除申請書の受付状況を確認することができない。

また、B市C区において受け付けられた免除申請書は、免除申請を行った被保険者の所得額等が付記された上で、管轄社会保険事務所（当時）に進達されることになるが、日本年金機構D事務センターは、「平成16年分の免除申請書を確認するも請求者の免除申請書はない。平成15年以前分の免除申請書は保管していない。」旨回答している。

さらに、前述の進達された免除申請書により、国民年金保険料の免除申請に対する承認又は却下の決定が行われ、国民年金保険料免除承認通知書又は却下通知書が申請を行った被保険者に送付されることになるが、請求者は、当該承認通知書を記憶していないとしている。

加えて、請求期間①から⑥までは6期間と多数かつ複数年度にわたっており、これらの免除記録が全て欠落したとは考え難い上、請求者が当該期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700430号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700300号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年8月1日から平成12年8月1日まで

請求期間において、A社に正社員として勤務し、B等の業務に従事したが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録がある元同僚に事情照会したところ、複数の元同僚が、請求者が同社において勤務していたと記憶しており、請求者が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、請求者を記憶する前述の元同僚は、いずれも、請求者のA社における具体的な勤務期間を記憶しておらず、当該元同僚の回答からは、請求者の同社における勤務期間を特定することができない上、別の元同僚から提出された「組織表&連絡網(平成11年11月11日現在)」には、同社の従業員であると考えられる35人の氏名等が記載されているが、請求者の氏名は見当たらない。

また、A社における請求者の勤務及び厚生年金保険料控除について、同社の後継事業所であるC社は、「当時の記録が残っておらず不明である。」旨、請求期間当時の事業主の代理人は、「倒産により当時の資料を紛失したため不明である。」旨、それぞれ回答しており、これらの者から、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述のとおり、「組織表&連絡網(平成11年11月11日現在)」には、A社の従業員であると考えられる35人の氏名等が記載されているが、そのうち、8人について、同社に係るオンライン記録において厚生年金保険被保険者記録が見当たらないところ、複数の元同僚は、「請求期間当時、A社では、B等の業務を主とする者は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨陳述している。

加えて、雇用保険の記録によると、請求者は、請求期間のうち平成9年8月1日から平成10年5月20日までの期間において、D社における雇用保険の被保険者である上、請求者のA社における被保険者記録は見当たらない。

また、請求者に係るオンライン記録によると、請求者は、請求期間において国民年金の強制加入被保険者であり、請求期間のうち平成10年4月以降の期間は、国民年金保険料の申請免除又は法定免除の期間である。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700450号  
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1700003号

## 第1 結論

昭和28年11月1日から昭和32年11月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和28年11月1日から昭和32年11月1日まで

支給済期間 : ① 昭和28年11月1日から昭和29年2月28日まで  
② 昭和29年3月1日から昭和32年11月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社及びB社に勤務した請求期間について、脱退手当金支給済期間と記録されている。

しかし、脱退手当金を請求したことも受け取ったこともないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

B社に係る厚生年金保険被保険者名簿の請求者の欄には脱退手当金の支給を意味する表示が記されている上、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年1月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求期間に係る脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、B社における厚生年金保険被保険者資格喪失後、平成8年5月まで厚生年金保険の加入歴が無い請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、請求者から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。